

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律関係三段表

法律	政令	省令
<p>○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律            (平成元年法律第五十八号)            最終改正：令和元年五月二四日法律第15号</p> <p><b>第一条 (趣旨)</b>            この法律は、特定農地貸付けに関し、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)等の特例を定めるものとする。</p> <p><b>第二条 (定義)</b>            この法律において「農地」とは、耕作(農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同じ。)の目的に供される土地をいう。</p> <p>2 この法律において「特定農地貸付け」とは、農地に            ついての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権            利の設定(以下「農地の貸付け」という。)で、次に            掲げる要件に該当するものをいう。            一 政令で定める面積未満の農地に係る農地の貸付け            で、相当数の者を対象として定型的な条件で行われ            るものであること。            二 営利を目的としない農作物の栽培の用に供するた            めの農地の貸付けであること。            三 政令で定める期間を超えない農地の貸付けである            こと。            四 農業協同組合が行う農地の貸付けにあっては、組            合員が所有する農地に係るものであること。            五 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う農            地の貸付けにあっては、次のいずれかに該当する農            地に係るものであること。            イ その者が所有する農地(その者が当該農地に係            る次条第三項の承認を取り消された後において当            該農地の適切な利用を確保するための方法その他            当該農地に係る農地の貸付けの実施に当たって合            意しておくべきものとして農林水産省令で定める            事項を内容とする協定(以下「貸付協定」という。            当該農地の所在地を管轄する市町村と締結して            いるものに限る。)            ロ その者が地方公共団体又は農地中間管理機構            (農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二            十五年法律第一号)第二条第四項に規定する農            地中間管理機構をいう。以下同じ。)から第一号            から第三号までに掲げる要件に該当する農地の貸            付けの用に供すべきものとしてされる使用貸借に            よる権利又は賃借権の設定(以下「対象農地貸付            け」という。)を受けている農地(その者が貸付            協定を当該農地の所在地を管轄する市町村及び当            該対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地中</p>	<p>○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律            施行令            (平成元年九月八日政令第二百五十八号)            最終改正：平成二十一年一月一日政令第二八五号</p> <p><b>第一条 (特定農地貸付けに係る貸付けの面積)</b>            特定農地貸付けに関する農地法等の特例に關す            る法律(以下「法」という。)第二条第二項第一号の            政令で定める面積は、十アールとする。</p> <p><b>第二条 (特定農地貸付けに係る貸付けの期間)</b>            法第二条第二項第三号の政令で定める期間は、            五年とする。</p>	<p>○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律            施行規則            (平成元年九月八日農林水産省令第三十六号)            最終改正：平成三十年八月二八日農林水産省令第五            五号</p> <p><b>第一条 (貸付協定の内容)</b>            特定農地貸付けに関する農地法等の特例に關す            る法律(以下「法」という。)第二条第二項第五号イ            の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。            一 特定農地貸付けの用に供される農地の管理の方法            二 特定農地貸付けの実施との調整その他地域の農業と            三 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が市町村            に対して行う貸付協定の実施の状況についての報告            四 貸付協定に違反した場合の措置            五 貸付協定に必要事項            六 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農</p> <p>2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農</p>

間管理機構と締結しているものに限る。）

第三條 (特定農地貸付けの承認)

- 一 農地貸付けに供する農地の所在、地番及び面積
  - 二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法
  - 三 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他条件
  - 四 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法
  - 五 その他農林水産省令で定める事項
- おいて、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をすることを認める。
- 一 前項第一号に規定する農地の周辺の地域における農地の耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。）の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。
  - 二 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。
  - 三 前項第三号から第五号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。
  - 四 その他政令で定める基準に適合するものであること。
- 4 前三項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第三條 (特定農地貸付けの承認の基準)

同条第二項第三号第三項第四号の政令で定める基準は、に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする。

地貸付け（生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の農地（第一号において「都市農地」という。）に係るものに限る。）に関する次に掲げる事項を定めることができる。

- 一 地方公共団体及び農業協同組合以外の者が都市農地を適切に利用していないと認められる場合に市町村が協定を廃止する旨
- 二 法第三条第三項の承認を取り消した場合又は協定を廃止した場合に市町村が講ずべき措置

第二條 (貸付規程に記載すべき事項)

- 一 事項は、法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める
- 二 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する場合又は、その権利の種類
- 三 法第三条第二項第一号に規定する農地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有しない場合又は、当該農地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに当該農地について取得しようとする権利の種類



（農業協同組合の特例）  
第五条 農業協同組合は、第三条第三項の承認を受けたときは、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百十二号）第十条の規定にかかわらず、組合員の所有に係る農地について特定農地貸付を行うことができる。

（土地改良法の特例）  
第六条 特定承認農地についての土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三条第一項又は第二項の規定の適用については、第三条第三項の承認を受けた者（第二条第二項第五号ロに該当する農地にあつては、当該農地について対象農地貸付を行った地方公共団体又は農地中間管理機構）を当該特定承認農地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。

（特別区等の特例）  
第七条 第三条第一項中市町村又は市町村長に関する部分の規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十一條の十九第一項の指定都市（農業委員会等に関する法律第四十一條第二項の規定により区（総合区を含む。以下この条において同じ。）ごとに農業委員会を置かないこととされたものを除く。）にあつては区又は区長（総合区長を含む。）に適用する。

（事務の区分）  
第八条 第三条第一項及び第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（後略）

（検討）  
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附則（平成一二年一二月六日法律第一四三号）抄  
（施行期日）

附則 この政令は、法の施行の日（平成元年九月十一日）から施行する。

附則（平成一一年一二月二二日政令第四一六号）抄

（施行期日）  
第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 この省令は、法の施行の日（平成元年九月十一日）から施行する。

附則（平成二年三月一五日農林水産省令第五号）抄  
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一〇日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年六月二四日法律第五七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 附則第四十三条の規定  
二 「省略」

(政令への委任) 第四十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二三年政令第二三四号で同年八月一日から施行〕

附 則 (平成二五年十二月十三日法律第百二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。〔平成二六年政令第四七号で平成二六年四月一日から施行〕

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔平成二七年政令第二九号で平成二八年四月一日から施行〕

附 則 (平成二七年九月四日法律第六三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二一年二月一日政令第二八五号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

附 則 (平成一七年八月一五日農林水産省令第九一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年九月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年五月一八日法律第二三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年五月二四日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三十年八月二八日農林水産省令第五五号)  
この省令は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律(平成三十年法律第六十八号)の施行の日(平成三十年九月一日)から施行する。